



水野裁判A 不当判決 パワハラを許さず闘う！

東京地区分会水野良則さんが行った労災申請を却下したことは不当だとして、国を相手取り訴えていた行政訴訟（通称「水野裁判A」）は6月28日、東京地裁から「原告の請求を棄却する」という不当判決が言い渡されました。

乗客に「アカンペー」をした同僚の車掌を叱責した水野さんに対し会社は、こともあろうか水野さんを日勤教育にし、あらゆるパワハラを繰り返し、処分発令と出向を命じたのです。そのため、水野さんは病気に追い込まれ、労災申請を行ったのです。裁判所は、水野さんの訴えた事実を一切認めず、国と補助参加人である会社の主張を採用したのです。この判決は、ハラスメントが問題視される社会に逆行するものです。断じて許されません。裁判所が何と言おうと、パワハラの実実は消すことができません。

新幹線地本は同日、水野行政訴訟判決・報告集会を開催しました。水野さんは、「JR東海労に加入して会社のパワハラの実態を広く明らかにする取り組みをつくることができた。国家が一人の労働者に牙をむいてきたと感じた。走行中の新幹線でトイレに駆け込んだ事態

で、乗務員は自分と同じように1ヶ月もの隔離・懲戒処分・出向という仕打ちを受けた。JR東海ユニオンは全く取り組まない。会社によるパワハラを許さないために、これからも闘う」と怒りの決意を表明しました。

